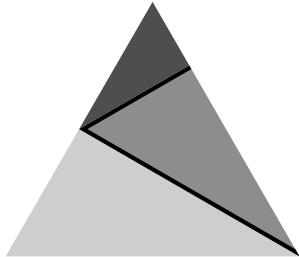


# 行政書士 直前ヤマ当てフェス

LIVE

アガルートアカデミー 行政書士講座  
2019.10.19



AGAROOT  
ACADEMY



# 直前ヤマ当てフェス（折一編）

## 目次

**1 短答ヤマ当て 100 肢（問題・解説）** p.4

**2 直前ヤマ当て表** p.46

**3 重要判例4選** p.50

**4 商法「第8章 運送営業」（条文）** p.58

# 1

# 短答ヤマ当て 100 肢 (問題・解説)

## 第1編 民法

**問題1** 心裡留保による意思表示は、その意思表示の効果に影響を及ぼす  
□□□ ので無効となるが、相手方が表意者の表示と内心の意思の不一致を  
特区 H23-11-1 過失により知らない場合は、その意思表示は有効となる。

**問題2** 最高裁判所の判例では、第三者が表意者に対する債権を保全する  
□□□ 必要がある場合、表意者が意思表示の要素の錯誤を認めても、表意  
特区 H17-11-5 者自らが無効を主張する意思がなければ、当該第三者は、意思表示  
の無効を一切主張できないとした。

**問題3** 民法第110条（権限外の行為の表見代理）の規定による表見代理  
□□□ の成立の要件となる基本代理権に関しては、単なる公法上の行為に  
国般 H20-22-ア ついての代理権は基本代理権には該当しないが、公法上の行為であ  
っても、特定の私法上の取引行為の一環として行われる登記申請行  
為に関する代理権については、基本代理権として認めることが可  
能である。

**問題4** 夫婦の一方が民法第761条所定の日常の家事に関する代理権の範  
□□□ 囲を越えて第三者と法律行為をした場合、その越権行為の相手方で  
国総 H18-20-イ ある第三者にその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の  
範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由があるときに限り、民法  
第110条の趣旨が類推適用され、その第三者は保護される。

**問題5** 時効の利益は、時効が完成する以前に、あらかじめ放棄すること  
□□□ ができるので、時効の利益を放棄したのちには、その時効の効果を  
特区 H26-12-5 援用することはできない。

**問題6** 催告による時効の中止は、6か月以内に裁判上の請求その他の本  
□□□ 来の中止手続がとられなければ失効するが、失効した場合であって  
特区 H26-12-2 も、時効の完成を遅らせる効果がある。

**解答1 ×**

心裡留保による意思表示は原則として有効である（93条本文）。表示に対する表意者に責任を負わせるとともに相手方の信頼を保護するためである。もっとも、意思表示の相手方が表意者の表示と内心の意思の不一致につき悪意又は過失の場合には、意思表示は無効となる（93条但書）。

**解答2 ×**

表意者に意思表示の無効を主張する意思がない場合には、第三者が錯誤に基づく意思表示の無効を主張することは原則として許されない（最判昭40.9.10）。しかし、表意者自らは意思表示の無効を主張する意思がない場合でも、表意者が意思表示の瑕疵を認めている場合には、第三者たる債権者は表意者に対する債権を保全するため、表意者の意思表示の錯誤による無効を主張できる（最判昭45.3.26）。

**解答3 ○**

110条（権限外の行為の表見代理）の規定による表見代理の成立の要件となる基本代理権に関して、判例は、無権代理行為をした者が本人のための（最判昭34.7.24）何らかの法律行為をする代理権を有することを要している（最判昭35.2.19）。そして、登記申請行為の代理権は、公法上の行為であり、これを委任しても法律行為を委ねたことにはならない。しかし、最判昭46.6.3は、「単なる公法上の行為についての代理権は民法110条の規定による表見代理の成立の要件たる基本代理権にあたらないと解すべきであるとしても、その行為が特定の私法上の取引行為の一環としてなされ」た場合には、登記申請行為の代理権限も基本代理権と認められるとした。

**解答4 ○**

最判昭44.12.18は、夫婦の日常家事に関する相互の代理権を基礎として、110条の表権代理が成立するものではないが、相手方においてその夫婦の日常の家事に関する法律行為と信ずるにつき正当の理由のあるときに限り、本条の趣旨が類推適用されるとする。

**解答5 ×**

時効の利益は、時効が完成する以前に、あらかじめ放棄することができない（146条）。したがって、時効完成前の時効の利益の放棄は無効であり、その時効の効果の援用を妨げない。

**解答6 ×**

催告による時効の中止は、6ヶ月以内に裁判上の請求その他の本来の中止手続がとられなければ失効する（153条）。この場合、時効の完成を遅らせる効果はなく、本来の時効期間が経過した時に時効は完成する。

**問題7**

□□□ 背信的悪意者が民法第177条の「第三者」から除外されるのは、  
国般 H26-23-工 第1の譲受人の売買等に遅れて不動産を取得し登記を経由した者が登記を経ていない第1の譲受人に対してその登記の欠缺を主張することがその取得の経緯等に照らし信義則に反して許されないからであり、背信的悪意者である第2の譲受人が不動産を取得する行為は信義則違反として当然無効となる。したがって、所有者甲から乙が不動産を買い受け、その登記が未了の間に、背信的悪意者である丙がその不動産を甲から二重に買い受け登記を完了した後、さらに丁が丙からその不動産を買い受け登記が丁に移転された場合、丁自身は乙に対する関係で背信的悪意者であると評価されなくとも、丁はその不動産の所有権取得を乙に対抗することはできない。

---

**問題8**

□□□ A所有の土地についてBの取得時効が完成した後に、CがAから当該土地を譲り受け、登記を備えた。この場合、Cが背信的悪意者と認められるためには、Cが、当該土地の譲渡を受けた時点において、Bによる多年にわたる当該土地の占有継続の事実を認識していただけでは足りず、Bが取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していた必要がある。

---

**問題9**

□□□ Aは、所有する絵画をBに預けておいたところ、Bは、更に絵画をCに預ってもらうという契約をCとの間で締結し、現実の引渡し国総 H25-23-ウ をした。その後、Bは、所有者を装い、絵画をBからDに譲渡する旨の売買契約をDとの間で締結し、Cに対し、以後Dのために絵画を占有するよう指示した。この場合には、BのCに対する指示のみでは、一般外観上従来の絵画の占有状態に変更が生じたとはいえず、Dの即時取得は認められない。

---

**問題10**

□□□ 即時取得は動産の占有に公信力を与え、動産取引の安全をはかる制度であり、他人の山林を自分の山林と誤信し、立木を伐採し占有特区 H24-13-1 した場合、伐採された立木は動産となるので、即時取得が認められる。

---

**解答7 ×**

判例は、背信的悪意者からの譲受人が、第1譲受人との関係で背信的悪意者と評価されない限り、不動産の所有権取得をもって第1譲受人に対抗することができるとする（最判平8.10.29）。その理由として、①第1譲受人は背信的悪意者と評価される者に対して登記なくして所有権取得を対抗することができるというにとどまり、背信的悪意者の所有権取得行為自体は無効となるわけではなく、背信的悪意者は無権利者でないこと、②背信性については第1譲受人との間で相対的に判断されるべき事柄であることがあげられる。

**解答8 ×**

時効取得者は、時効完成後に原所有者から不動産を譲り受けた第三者に対しては登記なくして所有権取得を対抗できない（最判昭33.8.28）。他方、背信的悪意者は、177条の第三者にあたらない（最判昭43.8.2）。そして、時効による所有権取得の対抗については、占有が相当長期間継続していることを知っていた第三者は、取得時効の完成自体を知らなかったとしても、悪意者と認めることができ、信義に反すると認められる事情があるときは、背信的悪意者にあたる（最判平18.1.17）。よって、Bは取得時効の成立要件を充足することを全て具体的に認識していた必要まではない。

**解答9 ×**

本件でのDの占有は指図による占有移転によるものであるが、指図による占有移転の場合にも即時取得が認められている（最判昭57.9.7参照）。

**解答10 ×**

即時取得は、無権利者処分における動産取引安全を目的とした信頼保護の制度であるから、第三者が取引行為によって動産の上に権利関係を築いたことが必要である。したがって、立木の伐採・搬出という事実行為では即時取得は成立しない（大判昭7.5.18）。

**問題 11** Aは、自己所有の土地をBに売却し、当該土地をBに引き渡した。

その後、AはCにも当該土地を売却し、Cが先に所有権移転登記を国総 H27-24-1 備えたため、BはAに対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を取得した。CがBに対して当該土地の明渡請求をした場合、Bは、Aに対する損害賠償請求権に基づき、当該土地を留置することができる。

---

**問題 12** Aは、Bが所有する時価、500万円相当のバイクを修理し、修理

代金として、50万円をBに請求したが、Bが修理代金を支払わなか国総 H23-21-4 ったため、Aは、Bに対し、修理代金を支払うまではバイクを返還しない旨の留置権の主張をした。この場合には、Bは、Aに対し、バイクの時価である500万円に相当する別の担保を提供しなければ、留置権の消滅を請求することはできない。

---

**問題 13** 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の設

定者がその構成部分である動産の占有を取得したときは譲渡担保権国総 H28-24-1 者が占有改定の方法によって占有権を取得する旨の合意があり、その合意に基づいて譲渡担保権設定者がその構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、譲渡担保権者による対抗要件具備の効力は、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物に及ぶ。

---

**問題 14** 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務

者の負担部分については、他の連帯債務者が負担する義務を負う。

特区 H25-17-5

**問題 15** 債務の弁済は、第三者もすることができるため、弁済をすること

に法律上の利害関係を有しない第三者も、債務者の意思に反して弁特区 H28-16-1 済をすることができるが、その債務の性質が第三者の弁済を許さないときはできない。

---

**解答 11 ×** 最判昭43.11.21は、「上告人ら主張の債権はいずれもその物自体を目的とする債権がその態様を変じたものであり、このような債権はその物に関し生じた債権とはいえない」と判示している。よって、二重譲渡によって発生した損害賠償請求権について、物との牽連性を認めている点で、本肢は誤りである。

---

**解答 12 ×** 債務者は、被担保債権に対して相当な担保を提供すれば留置権の消滅を請求できるのである、留置物と同等の価値を有する物を担保として提供しなければならないわけではない（301条）。設問においては、Bが提供すべき担保は被担保債権である50万円に対して相当であれば足りるため、500万円相当である必要はない。

---

**解答 13 ○** 最判昭62.11.10は、「債権者と債務者との間に、右のような集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によつてその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至つたものということができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となつた動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである。」としている。

---

**解答 14 ×** 連帯債務者の一人について生じた事由は、他の債務者に対してその効力を生じないのが原則である（440条）。もっとも、連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者もその義務を免れる（439条）。したがって、他の連帯債務者は負担の義務を負わない。

---

**解答 15 ×** 債務の弁済は、債務の性質がこれを許さないとき又は当事者が反対の意思を表示したとき、債務者の意思に反するとき以外は、第三者でもすることができます（474条1項）。なお、利害関係を有する第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができる（474条2項）。したがって、利害関係を有しない第三者も原則として債務の弁済をすることができるが、債務者の意思に反して弁済をすることはできないし、債務の性質が第三者の弁済を許さないときもできない（474条2項）。

---

**問題 16** 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができず、それは、債権の目的が物の給付であれば、不特定物の引渡しを目的とする債権に限らず、特定物の引渡しを目的とする債権の場合にも適用される。

**問題 17** 連帯債務者の一人が、債権者に対し自己の負担部分の額を上回る反対債権を有するときであっても、相殺をするかどうかは債務者の自由であるから、相殺権を有する債務者が相殺をしない間は、その負担部分に相当する額についてほかの債務者が相殺を援用することはできない。

**問題 18** 当事者の相殺に対する期待を保護するという民法第508条の趣旨に照らし、時効によって消滅した債権を自働債権とする相殺をするためには、消滅時効が援用された自働債権は、その消滅時効期間が経過する以前に受働債権と相殺適状であったことが必要である。

**問題 19** 無償の寄託は受寄者が寄託物を受け取ることによって効力を生ずるが、有償の寄託は当事者間の合意によってその効力を生ずる。

予備 H24-11-ア

**問題 20** 返還時期の定めのない消費寄託において、寄託者が返還を請求するには、相当の期間を定めて催告をすることを要する。

予備 H24-11-イ

**問題 21** 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免かせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

**問題 22** 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、報酬を請求することができるが、その費用の償還を請求することはできない。

**解答 16 ×** 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない(475条)。特定物の引渡しを目的とする債権の場合には、他の物をもって更に有効な弁済をすることはあり得ないから、ここにいう引渡しは、不特定物を目的とする債権に限る。

---

**解答 17 ×** 債権者に対して債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる(436条2項)。したがって、相殺権を有する債務者が相殺をしない間は、その負担部分に相当する額についてほかの債務者が相殺を援用することはできる。

---

**解答 18 ○** 最判平25.2.28は508条「が適用されるためには、消滅時効が援用された自働債権がその消滅時効期間経過以前に受働債権と相殺適状にあったことを要する。」とする。

---

**解答 19 ×** 657条。寄託には、有償寄託と無償寄託とがあるが、いずれも要物契約である。よって、有償寄託の場合も合意だけでは効力を生ぜず、物を受け取ることにより効力を生ずる。

---

**解答 20 ×** 666条2項。同条項は、返還時期を定めない消費寄託においては「寄託者はいつでも返還を請求することができる。」と規定する。よって、消費寄託の受寄者が受寄物の返還を請求するときに、催告をする必要はない。

---

**解答 21 ○** 698条は、管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないと規定している。

---

**解答 22 ×** 管理者は、本人のために有用な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる(702条1項)。したがって、有用な費用を支出したときに請求できるのは、報酬ではなく当該費用の償還である。

---

**問題23** 民法第704条後段の規定は、同条の規定が不法行為に関する規定

□□□ とは別に設けられていること、善意の受益者については過失がある場合であってもその責任主体から除外されていることなどに照らすと、悪意の受益者の不法行為責任を定めたものではなく、不当利得制度を支える公平の原理から、悪意の受益者に対し、その責任を加重し、特別の責任を定めたものと解するのが相当であり、悪意の受益者は、その受益に係る行為に不法行為法上の違法性が認められない場合であっても、同条後段に基づき、損害賠償責任を負う。

**問題24** 不法行為の被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体

□□□ 的特徴を有していた場合それが疾患に当たらないとしても、特段の国総 H27-30-イ 事情のない限り、損害賠償の額を定めるに当たり被害者の身体的特徴を斟酌することができ、損害賠償額を減額することができる。

**問題25** 婚姻には当事者の婚姻意思の合致が必要であるが、この婚姻意思

□□□ を民法上規定された婚姻の法的效果を享受する意思のことと解し、国総 H23-29-1 子に嫡出性を与えることのみを目的とした婚姻も有効であるとするのが判例である。

**問題26** 認知をすると父子関係が生ずるから、成年の子を認知する場合は、

□□□ その子の承諾が必要であり、胎児を認知する場合は、その母の承諾国般 H25-30-イ が必要であり、また、未成年者又は成年被後見人である父がその子を認知する場合は、その法定代理人の同意が必要である。

**問題27** 相続人がいったん相続の放棄をした場合は、たとえ熟慮期間が経

□□□ 過する前であっても撤回することはできないが、詐欺により相続の国総 H20-30-エ 放棄をしたときは、これを取り消すことができる。

**問題28** 公正証書遺言の方式に従って作成された遺言書の保管者は、相続

□□□ の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その特区 H26-20-1 検認を請求しなければならない。

**解答23 ×** 最判平21.11.9は「民法704条後段の規定は、悪意の受益者が不法行為の要件を充足する限りにおいて、不法行為責任を負うことを注意的に規定したものにすぎず、悪意の受益者に対して不法行為責任とは異なる特別の責任を負わせたものではないと解するのが相当である。」と判示する。

**解答24 ×** 最判平8.10.29によると、身体的特徴が疾患に当たらないときは、特段の事情がないかぎり、これを損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできない。よって、このような特段の事情がないにもかかわらず、身体的特徴を斟酌できるとしている点で、本肢は誤りである。

**解答25 ×** 最判昭44.10.31によると、婚姻の届出自体については、当事者間に意思の合致があっても、それが単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻は効力が生じない。

**解答26 ×** 認知は、父がいつでも自由に行うことができるが原則であるが、認知された子が成年であるときには、その子の承諾を得なければならない（782条）。未成年の間は放置しておいて、子が成人してから認知して子に扶養を求めるなどの身勝手を防ぐためである。また、胎児を認知するときには、母の承諾を得なければならない（783条1項）。母の名誉や利益を守り、認知の真実性を確保するためだとされる。もっとも、認知するには、認知の法的効果を理解するだけの意思能力があれば足り、未成年者や成年後見人でも、意思能力がある限り、法定代理人の同意なしで認知ができる（780条）。

**解答27 ○** 919条1項は「相続の承認及び放棄は」熟慮「期間内でも、撤回することができない」としており、また同条2項は「第一編（総則）……の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない」としているため、詐欺（96条1項）による取消しは認められる。

**解答28 ×** 1004条1項は、遺言所の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならないと規定する。しかし、かかる規定は1004条2項により、公正証書による遺言については、適用しないとされている。したがって、公正証書遺言の方式に従って作成された遺言書の保管者は、検認の請求をする必要はない。

**問題29** 慰謝料請求権は一身専属的権利であるが、被相続人がその損害の  
□□□ 賠償を請求するという意思表示をしたときに限り、財産上の損害賠  
国般 H16-35-2 償請求権と同様、通常の金銭債権となり、相続の対象となる。

---

**問題30** 家屋賃借人の内縁の妻は、賃借人が死亡した場合には、相続人の  
□□□ 賃借権を援用して、賃貸人からの当該家屋の明渡請求に対し、当該  
国総 H28-29-1 家屋に居住する権利を主張することができるが、相続人と共に共同  
賃借人となるものではなく、賃料債務を負担するのは相続人のみで  
ある。

---

**解答29 ×** 慰謝料請求権は、行使上の一身専属権ではなく、帰属上の一身専属権である。したがって、慰謝料請求権は一身専属権であるというのは正しい。もっとも、判例は、慰謝料請求権は、意思表示をまたないで当然に発生し、当然に相続されるとしている（最大判昭42.11.1）。

**解答30 ○** 最判昭42.4.28、最判昭42.2.21は、家屋賃借人の内縁の妻は、賃借人が死亡した場合には、相続人の賃借権を援用して賃貸人に対し当該家屋に居住する権利を主張することができるが、相続人とともに共同賃借人となるものではない旨判示している。そして内縁の妻は共同賃貸人とはならない以上、賃料債務を負担しない者と考えられ、本設問は正しい。

## 第2編 行政法

**問題31** 最高裁判所は、行政庁が裁量権行使の準則を定めることがあって  
□□□ も、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するた  
国総 H18-7-1 めのものであるから、処分がその準則に違背して行われたとしても、  
原則として当不当の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるも  
のではないと判断した。

**問題32** 行政財産の管理者は、当該財産の目的外使用許可について、許可  
□□□ 申請に係る使用の日時・場所・目的・態様、使用者の範囲、使用の  
行書 H24-26-4 必要性の程度、許可をするに当たっての支障または許可をした場合  
の弊害もしくは影響の内容および程度、代替施設確保の困難性など、  
許可をしないことによる申請者側の不都合または影響の内容及び程  
度等の諸般の事情を総合考慮した上で、行政財産管理者に委ねられ  
た合理的な裁量に基づいて、許可を行うかどうかを判断する。

**問題33** 行政上の即時強制は、行政代執行法において、代執行によって目  
□□□ 的を達することができない場合の強制執行の一般的手段としても認  
特区 H17-9-3 められている。

**問題34** 公立病院において行われる診療に関する法律関係は、本質上私法  
□□□ 関係と解されるので、公立病院の診療に関する債権の消滅時効は、  
行書 H25-10-1 地方自治法の規定ではなく、民法の規定に基づいて判断される。

**問題35** 政令及び省令には、法律の委任があれば、罰則を設けることがで  
□□□ きるが、各庁の長や各委員会が発する規則などには、罰則を設ける  
行書 H23-9-5 ことは認められていない。

**問題36** 聽聞手続は、不利益処分の名あて人の防御権を保障する手続とし  
□□□ て法定されたものであるので、公益上緊急に不利益処分をする必要  
国総 H17-10-ウ があるために聴聞手続をすることができない場合については、より  
簡略な弁明手続をしなければならない。

**解答31 ○** 最判昭53.10.4は、「行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあつても、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するためのものなのであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として当不当の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるものではない。処分が違法となるのは、それが法の認める裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限られるのであり、また、その場合に限り裁判所は当該処分を取り消すことができるものであつて、行政事件訴訟法30条の規定はこの理を明らかにしたものにほかならない。」としている。

**解答32 ○** 行政財産である学校施設の目的外使用につき、判例は、「原則として、管理者の裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。」とし、「管理者の裁量判断は、許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様、使用者の範囲、使用の必要性の程度、許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度、代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮してされるものであ……る。」としている（呉市学校施設使用不許可事件／最判平18.2.7）。

**解答33 ✗** 即時強制は義務の存在を前提としないので、義務履行確保の手段とはいえない。よって、強制執行の一般的手段とはいえない。

**解答34 ○** 判例は、「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。」としている（最判平17.11.21）。

**解答35 ✗** 政令及び省令には、法律の委任があれば、罰則を設けることができる（憲法73条6号、国家行政組織法12条3項）。また、各庁の長や各委員会が発する規則などに罰則を設けることが認められている（国家行政組織法13条2項、12条3項）。

**解答36 ✗** 公益上緊急に不利益処分をする必要があるため、行政手続法13条1項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないときは、同法13条1項の規定は適用されない（同法13条2項1号）。したがって、そのような場合、聴聞手続も弁明手続も経る必要がない。

**問題37** 憲法第38条第1項の規定による供述拒否権の保障は、国税犯則取

□□□ 締法上の犯則嫌疑者に対する質問調査の手続にも及ぶが、当該規定  
国総 H23-10-1 による保障の及ぶ手続について供述拒否権の告知を要するものとす  
べきかどうかは、その手続の趣旨・目的等により決められるべき立  
法政策の問題と解されるから、同法上の犯則嫌疑者に対する質問調  
査の手続につき、同法に供述拒否権告知の規定がなく、また、犯則  
嫌疑者に対しあらかじめ供述拒否権の告知がされなかったからとい  
って、その質問調査の手續が憲法第38条第1項に違反するものとは  
いえない。

**問題38** 法人税法が規定する質問又は検査の権限は、犯罪の証拠資料を取

□□□ 得収集し、保全するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のため  
国総 H23-10-1 の手段として行使することは許されないところ、当該質問又は検査  
の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件  
の証拠として利用されることが想定できた場合には、当該質問又は  
検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使  
されたと評価することができ、当該権限の行使は違法である。

**問題39** 普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して契約

□□□ を締結した場合において、当該法令の規定が随意契約によることが  
国総 H28-8-2 できる場合を列挙しているときは、当該列挙された事由のいずれに  
も該当しないのに随意契約の方法により締結された契約は明らかに  
違法であるから、当該契約は私法上も当然に無効であるとするのが  
判例である。

**問題40** D市は、産業廃棄物処理業者Eとの間で公害防止協定を締結する

□□□ 場合には、当該協定において、必要があると認めるときは、D市職  
司試 H24-28-ウ 員をしてEの所有する処理施設に実力で立ち入らせ、検査を行わせ  
ることができる旨を定めることができる。

**問題41** 行政不服審査法による不服申立ての資格を有する者は、不服申立

□□□ てが処分の違法性のみならず不当性を判断することができ、かつ単  
国般 H16-27-2 に「行政庁の処分（中略）に不服がある者」と規定している趣旨から、  
行政事件訴訟法における原告適格と比較し、その範囲は広いと解す  
るのが判例である。

**解答37 ○**

最判昭59.3.27は、国税犯則取締法上の調査手続には、「憲法38条1項の規定による供述拒否権の保障が及ぶ」とした。しかし、「憲法38条1項……による保障の及ぶ手続について供述拒否権の告知を要するものとすべきかどうかは、……立法政策の問題と解されるところから、国税犯則取締法に供述拒否権告知の規定を欠き、収税官吏が犯則嫌疑者に対し同法一条の規定に基づく質問をするにあたりあらかじめ右の告知をしなかつたからといって、その質問手続が憲法38条1項に違反することとなるものでない」としている。

**解答38 ×**

最判平16.1.20によると、「法人税法に規定する質問又は検査の権限は、犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないと解するのが相当である。しかしながら、上記質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならない」と判示している。

**解答39 ×**

最判昭62.5.19によると、「普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約は、地方自治法施行令167条の2第1項の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法によることが許されないことを知り又は知り得べかりし場合など当該契約を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効となる」と判示している。

**解答40 ×**

公害防止協定とは、公害の発生原因となり得る事業を営む事業者と地方公共団体の間で、地域の生活環境悪化を防止するために交わされる取決めをいう。公害防止協定の法的性質については、紳士協定説（公害防止協定は紳士協定であって法的効果はなく、その効力は事実上のものにとどまるとする説）と契約説（公害防止協定について契約としての法的拘束力を承認する余地を認める説）との対立があるが、契約説に立ったとしても、契約によって権力を創出することは法律による行政の原理から容認し難く、公害防止協定の中で地方公共団体の職員の立入検査権など強制的な行政調査について定めることは許されないとされている。

**解答41 ×**

行政不服審査法において、審査請求の申立事由は、処分の不当でもよい。しかし、最判昭53.3.14は、不服申立適格者について、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」として、行政事件訴訟法上の原告適格の判断基準と同様の、法律上保護された利益説をとることを明らかにしている。

**問題42** 審査請求の審理手続において、個別法で公関の口頭審理が定められている場合には、その趣旨は、申立人に対し主張及び証拠を提出する機会を与える対審的、争訟的審理構造を採用することにより、判断の基礎及び手続の客觀性と公正を図ることにあると解されるから、当該口頭審理の手続は、民事訴訟在同様の厳格な意味での口頭審理の方式が要請されているとするのが判例である。

**問題43** 処分についての審査請求に理由があるときは、審査庁は、当該処分の全部又は一部を取り消すことができるが、処分庁に代わって一行書 H24-15-イ 定の処分を行うことはできない。

**問題44** 当事者訴訟の2つの類型のうち、当事者間の法律関係を確認し又是形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものは、実質的当事者訴訟と呼ばれる。

**問題45** 行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面で行う場合には、処分の相手方に対し、不服申立てをすることができる旨、その期間等を教示しなければならないが、取消訴訟をすることができる処分を書面で行う場合には、処分の相手方に対し、取消訴訟をすることができる旨、その期間等を教示する必要はない。

**問題46** 建築基準法第59条の2第1項は、総合設計許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようにするとともに、当該建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むから、総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、同項に基づく総合設計許可の取消しを求める訴訟において原告適格を有する。

**解答42 ×** 最判平2.1.18は、「審査申出人は、右資料及び右条例によって作成される事実の調査に関する記録を閲覧し、これに関する反論、証拠を提出することができるるのであるから、委員会が口頭審理外で行った調査の結果や収集した資料を判断の基礎として採用し、審査の申出を棄却する場合でも、右調査の結果等を口頭審理に上程するなどの手続を経ることは要しないものと解すべきである。」と判示した。

**解答43 ○** 行政不服審査法46条1項本文は、「処分……についての審査請求が理由がある場合……には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。」と規定する。審査庁が、処分庁に代わって一定の処分を行うことは認めていない。

**解答44 ×** 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものは、形式的当事者訴訟と呼ばれる。実質的当事者訴訟は、公法上の法律関係を訴訟物とする訴えの類型である。

**解答45 ×** 行政府は、不服申立てをすることができる処分を書面で行う場合には、処分の相手方に対し、不服申立てをすることができる旨、その期間等を教示しなければならない（行政不服審査法82条1項）。また、行政府は、取消訴訟提起することができる処分を書面で行う場合には、処分の相手方に対し、取消訴訟をすることができる旨、その期間等を教示しなければならない（行政事件訴訟法46条1項）。

**解答46 ○** 最判平14.1.22は、建築基準法「59条の2第1項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようになるとともに、当該建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。」と判示した。

**問題47** 土地改良事業施行の認可が取り消された場合に、事業施行地域を□□□  
事業施行以前の原状に回復することが、訴訟係属中に土地改良事業  
国総 H19-14-1 巡査に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能である場合には、認可処分の取消しを求める原告の法律上の利益が消滅する。

---

**問題48** 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができるが、その証拠調べの結果について当事者の意見を聞く必要はない。  
□□□  
特区 H22-9-3

**問題49** 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要である場合には、当事者又は行政庁の申立てがなければ、その行政庁を訴訟に参加させることができない。  
□□□  
特区 H22-9-1

---

**問題50** 国家公務員法に基づく免職処分に不服を有する公務員は、当該免職処分が取り消し得べき瑕疵を有するにとどまる場合は、処分をした行政庁を被告として取消訴訟を提起することができるが、当該免職処分が無効である場合には、国を被告とした行政事件訴訟法4条後段の訴訟（公法上の法律関係に関する訴訟）によって、国家公務員としての地位を有することの確認や俸給の支払を求めることができる。  
□□□  
国総 H14-15-1  
改

**問題51** 申請型と非申請型の義務付け訴訟いずれにおいても、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある」ことなどの要件を満たせば、裁判所は、申立てにより、仮の義務付けを命ずることができることとされている。  
□□□  
行書 H25-16-4

---

**問題52** 裁判所は、差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がない場合でも、本案について理由があるとみえるときは、申立てにより、決定をもって、行政庁に仮の差止めを命ずることができる。  
□□□  
特区 H27-9-5

**解答47 ×** 最判平4.1.24は、「本件訴訟において、本件認可処分が取り消された場合に、本件事業施行地域を本件事業施行以前の原状に回復することが、本件訴訟係属中に本件事業計画に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能であるとしても、右のような事情は、行政事件訴訟法31条の適用に関して考慮されるべき事柄であって、本件認可処分の取消しを求める上告人の法律上の利益を消滅させるものではない」とする。

**解答48 ×** 行政事件訴訟法24条は「裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。」と規定する。

**解答49 ×** 行政事件訴訟法22条1項は、「裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。」と規定し、当事者の申立てのみならず、職権による訴訟参加をも認めている。

**解答50 ○** 行政事件訴訟法3条2項は、「『処分の取消しの訴え』とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為……の取消しを求める訴訟をいう。」と、同4条後段は、実質的当事者訴訟とは「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。」とする。

**解答51 ○** 行政事件訴訟法37条の5第1項は、「義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。」と規定する。

**解答52 ×** 行政事件訴訟法37の5第2項は、「差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることができる。」とする。よって、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要性は要件であるため、これを欠いているにもかかわらず、仮の義務付けを命じることはできない。

**問題53** 改修計画に基づいて現に改修中である河川については、当該計画

□□□ が、全体として、過去の水害の発生状況その他諸般の事情を総合的国総 H24-17-ウ に考慮し、河川管理の一般水準及び社会通念に照らして、格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、当該部分について改修がいまだ行われていないことの一事をもって河川の管理に瑕疵があるということはできず、また、このことは人口密集地域を流域とするいわゆる都市河川の管理についても、一般的にはひとしく妥当する。

**問題54** 国又は公共団体の公務員による一連の職務行為の過程において他

□□□ 人に被害を生じさせる事態が発生した場合、それが具体的にどの公国総 H26-16-ウ 務員のどのような違法行為によるものかを特定することができなくとも、一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ当該被害が生ずることはなかったと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときには、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定を理由として賠償責任を免れることはできない。

**問題55** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが

□□□ ない限り、公の施設の設置及び管理に関する事項を、条例で定めな司試 H26-39-ウ ければならない。

**問題56** 執行機関として置かれる委員会は、法律の定めるところにより法

□□□ 令又は当該普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限り行書 H23-22-3 において、規則その他の規程を定めることができる。

**問題57** 議会の議決がその権限を超える、または法令もしくは会議規則に違

□□□ 反すると認めるとき、長は、高等裁判所に当該議決の取消しを求め行書 H19-23-2 て出訴しなければならない。

**問題58** 住民監査請求は事務監査請求とは異なり、当該地方公共団体の住

□□□ 民に限らず、何人であっても一人で提起することができる。

行書 H19-25-ア

**解答 53 ○** 最判昭59.1.26は、「川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である。」と判示した。

---

**解答 54 ○** 最判昭57.4.1は、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、右の一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があつたのでなければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもつて国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないと解するのが相当」と判示した。

---

**解答 55 ○** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない（地方自治法244条の2第1項）。その趣旨は、住民の利用権を強化し、議会ひいては住民の法的コントロールの下に置くという点にある。

---

**解答 56 ○** 地方自治法138条の4第2項は、「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。」と規定する。

---

**解答 57 ×** 地方自治法176条4項は、「普通地方公共団体の議会の議決……がその権限を超える又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し……なければならない。」と規定する。

---

**解答 58 ×** 住民監査請求は、当該地方公共団体の住民でなければ、提起することができない（地方自治法242条1項）。

**問題59** 住民訴訟の対象となるのは、違法な公金の支出や財産の管理を怠る事実などの地方公共団体の財務会計上の行為又は財務に関する怠り<sup>国般 H21-19-ウ</sup>ある事実であり、当該行為又は事実に関する住民監査請求を経た後でなければ、住民訴訟を提起することができない。

---

**問題60** 国地方係争処理委員会は、審査の申出に係る事務が自治事務であるか法定受託事務であるかにかかわらず審査を行うことができ、審査の結果国の関与が違法であると認めた場合には、関与に関する国<sup>国般 H14-28-3</sup>の行政庁に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

---

**解答59 ○** 住民訴訟は（地方自治法242条の2）は地方公共団体の職員のなした違法な財務会計行為を正すため、住民であれば誰でも出訴が認められるものであり、民衆訴訟の■1つである。そして、住民訴訟を提起するには、住民監査を経なければならない（同法242条の2第1項）。

**解答60 ○** 国地方係争処理委員会が、審査の対象としている事務について、自治事務または法定受託事務の別はなく（地方自治法250条の13第1項）、また、国の関与が違法であると認めた場合には、国の行政庁に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる（同法250条の14第2項後段）。

## 第3編 憲法

**問題61** 税理士会は公益法人であり、また、その会員である税理士に実質的に脱退の自由が認められないから、税理士会がする政治資金規正法上の政治団体に対する政治献金は、それが税理士法改正に関わるものであったとしても、税理士会の目的の範囲外の行為と解される。

---

**問題62** 企業が採用試験の際に、応募者の思想に関する事項を尋ねることは憲法第19条の思想及び良心の自由に反しないが、特定の思想を有することを理由に本採用を拒否することは信条による差別に当たり、憲法第14条に違反するとするが判例である。

---

**問題63** 大学が講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の氏名、学籍番号、住所及び電話番号に係る情報は、当該大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではないため、このような個人情報について、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることが自然なことまでは直ちにいえず、当該個人情報は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象とならない。

**解答61 ○**

判例（最判平8.3.19,南九州税理士会事件）は、税理士会の法的性格について、「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員の行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の……監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」とし、「税理士会は、以上のように、会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。……そして、税理士会が前記のとおり強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で……考慮が必要である」とした上で、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、（注：改正前税理士法）49条2項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であ」と判示した。

**解答62 ×**

最大判昭48.12.12は、本採用の許否は、留保解約権の行使、すなわち雇入れ後における解雇にあたるところ、それは、解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し社会通念上相当として是認されうる場合にのみ許されるとする。したがって、特定の思想を有することを理由とする本採用の拒否が14条に違反しない場合があるといえる。

**解答63 ×**

最判平15.9.12は、本問のような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告入らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるとするとしている。

**問題64** 犯行時少年であった者の仮名を用いて法廷での様子、犯行態様の

□□□ 一部、経歴や交友関係等を雑誌に掲載することは、少年法第61条の  
国総 H28-1-イ 保護法益である少年の名誉・プライバシーや成長発達過程において健全に成長するための権利よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先される特段の事情が認められない限り、不法行為が成立する。

---

**問題65** 医師が、患者の肝臓の腫瘍を摘出するために、医療水準に従った

□□□ 相当な手術をした場合であっても、患者が宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有し、輸血を伴わないで肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けることができるものと期待して入院したことを知っており、当該手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識していたにもかかわらず、ほかに救命手段がない事態に至った場合には輸血するとの方針を探っていることを説明しないで当該手術を施行し、患者に輸血をしたときは、当該医師は、患者が当該手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪われたことによって被った精神的苦痛を慰謝すべく、不法行為に基づく損害賠償責任を負わなければならない。

---

**問題66** すべての人権に論理必然的に内在する「公共の福祉」は、人権相

□□□ 互間に生じる矛盾・衝突の調節を図るための実質的公平の原理であり、例えば、社会権を実質的に保障するために自由権を制約する場合には必要な限度の規制が認められるという見解がある。しかし、この見解では、憲法第22条、第29条の「公共の福祉」が、結局、国の経済的・社会的政策という意味でとらえられることになり、広汎な裁量論の下で経済的自由権と社会権の保障が不十分になるおそれがある。

---

**問題67** 14条1項にいう「法の下に平等」とは、各人の性別、能力、年齢

□□□ など種々の事実的・実質的差異を前提として、法の与える特権の面国般 H28-11-イ でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味すると解されている。したがって、恣意的な差別は許されないが、法律上取扱いに差異が設けられる事項と事実的・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、その取扱上の違いは平等原則違反とはならない。

**解答64 ×** 最判平15.3.14は、本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものであるとしている。このことからすると、不法行為に該当するか否かは、少年の名誉・プライバシーや成長発達過程において健全に成長するための権利よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先される特段の事情があるか否かで判断されるわけではない。

**解答65 ○** 最判平12.2.29はXが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待してVに入院したことをW医師らが知っており、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、W医師らは、右説明を怠ったことにより、Tが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うとしている。

**解答66 ×** すべての人権に論理必然的に内在する「公共の福祉」は、人権相互間に生じる矛盾・衝突の調節を図るために実質的公平の原理であり、例えば社会権を実質的に保障するために自由権を制約する場合には必要な限度の規制が認められるという見解は、いわゆる一元的内在制約説と呼ばれる見解である。この見解は、①自由権を各人に公平に保障するための制約を根拠付ける場合には、必要最小限度の規制のみを認め、②社会権を実質的に保障するために自由権の規制を根拠付ける場合には、必要な限度の規制を認める。そのため、この見解は、22条、29条の「公共の福祉」の内容いかんと直接の関係がなく、本肢のように、広範な裁量論の下で経済的自由権と社会権の保障が不十分になるおそれがあるとの批判は当たらない。

**解答67 ○** 個人には置かれた状況、能力等に違いがあり、等しい取扱いを機械的に貫くことがかえって不合理な結果をもたらすこともあるので、「法の下に平等」とは、合理的な理由があれば異なる取扱いも許されるとする相対的平等と解されている。恣意的な差別は許されないが、法上取扱いに差異が設けられる事項と事実的・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、取扱上の違いは平等原則違反とならない。

**問題68** 判例は、14条1項後段に列挙された事項は例示的なものであると  
□□□ し、法の下の平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に  
国般 H28-11-オ 基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨  
と解すべき、としている。

**問題69** 取材の自由について、判例は、報道のための取材の自由も、憲法  
□□□ 第21条の精神に照らし、十分尊重に値するものとした上で、公正な  
国総 H25-1-ウ 刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得  
られたものが証拠として必要と認められるような場合には、取材の  
自由がある程度の制約を受けることになつてもやむを得ないという  
べきであるが、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ない場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならないとしている。

**問題70** 公立図書館による図書の廃棄について、判例は、著作者は、自ら  
□□□ の著作物を図書館が購入することを法的に請求することができる地  
位になく、また、その著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されている  
国総 H25-1-イ 著作者も、その著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されることにつき、何ら法的な権利利益を有するものではないとして、図書の廃棄が著作者の思想・信条を理由とするものであっても、その廃棄は当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものではないとしている。

**問題71** 空港建設に反対する集会の開催目的とした公の施設（市民会館）  
□□□ の使用許可申請を不許可にした処分に関し、市の市民会館条例が不  
国般 H25-12-1 許可事由として定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは、  
集会の自由を保障することの重要性よりも、集会が開かれることによつて、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

**問題72** 憲法第41条の「唯一の立法機関」とは、本条にいう「立法」がすべて国会を通し、国会を中心に行われるべきことのみならず、本条国般 H12-19-2 にいう「立法」は国会の意思だけによって完結的に成立し、ほかの機関の意思によって左右されないことをも意味する。

**解答68 ○** 判例は、14条1項後段列挙事由は「例示的なものであつて、必ずしもそれに限るものではないと解するのが相当」であるとしている（最大判昭39.5.27）。

**解答69 ○** 最大決昭44.11.26は、取材の自由について、「憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するもの」とした。その上で、取材の自由と、公正な刑事裁判の保障の要請が衝突する場面では、「一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重および取材したものとの証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するにあたつての必要性の有無を考慮するとともに、他面において取材したものを証拠として提出させられることによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによつて受けける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない」と判断している。

**解答70 ×** 最判平17.7.14は、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならぬとする。よって、閲覧に供されている図書の著者が、何らの法的な権利利益を有さないとする点で、本肢は誤りである。

**解答71 ○** 判例（最判平7.3.7）は、公の施設（市民会館）の使用許可申請不許可処分に関し、市の市民会館条例が不許可事由として定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」について、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要」であると解するのが相当であると判示している。

**解答72 ○** 41条の「唯一の立法機関」であることは、①国会による立法以外の実質的意味の立法は、憲法の特別の定めがある場合（議院規則、最高裁判所規則）を除いて、許されないこと（国会中心立法の原則）、②国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立すること（国会単独立法の原則）、のふたつを意味する。

**問題73** 憲法第41条の「国権の最高機関」とは、国会が憲法上国政全般を  
□□□ 統括し、ほかの機関に指揮・命令する権能を法的に持つ機関である  
国総 H12-19-5 ことを意味すると解するのが通説である。

**問題74** 衆議院の解散のような直接国家統治の基本に関する高度に政治性  
□□□ ある国家行為は、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する  
国総 H28-5-オ 有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家  
行為は、裁判所の審査権の外にある。この司法権に対する制約は、  
結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁  
判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制  
約等に鑑み、特定の明文による規定はないが、司法権の憲法上の本  
質に内在する制約と理解すべきである。

**問題75** 裁判官が、具体的訴訟事件に法令を適用して裁判するに当たり、  
□□□ その法令が憲法に適合するか否かを判断することは、憲法によって  
特区 H26-5-5 裁判官に課せられた職務と職権であって、憲法は最高裁判所が違憲  
審査権を有する終審裁判所であることを明らかにしており、違憲審  
査権は、最高裁判所のみに与えられているとして、下級裁判所の違  
憲審査権を否定した。

**問題76** 裁判の公開は制度的保障ではなく、各人に裁判所に対して傍聴す  
□□□ ることを権利として要求できることを認めたものであり、さらに、  
特区 H15-2-5 傍聴人に対して法廷においてメモを取ることも権利として保障した  
ものであるとした。

**問題77** 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律  
□□□ の定める条件によることが必要とされていることから、租税を創  
設し、改廢することはもとより、納稅義務者、課税標準は法律に基づ  
いて定めなければならないが、徵税の手続については、租税の確  
実な賦課徵収を図る観点から、法律に基づいて定めることは要しな  
いとするのが判例である。

**解答73 ×** 41条の「最高機関」とは、国会が主権者である国民によって直接選任され、その点で国民に直結しており、しかも立法権をはじめ重要な権能を憲法上与えられ、国政の中心的地位を占める機関である、ということを強調する政治的美称であると考えるのが通説である。本肢は国会が他の全ての機関に優越するという統括機関説についての説明であるが、これは通説ではない。

**解答74 ○** 最大判昭35.6.8は「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきものである」としている。

**解答75 ×** 判例（最大判昭25.2.1）は、「憲法81条は、最高裁判所が違憲審査権を有する終審裁判所であることを明らかにした規定であって、下級裁判所が違憲審査権を有することを否定する趣旨をもっているものではない。」と判示している。したがって、下級裁判所の違憲審査権を否定したとする点で、本肢は誤りである。

**解答76 ×** レペタ事件（最大判平元.3.8）は「憲法82条1項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようすることにある。裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができるようとなるが、右規定は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものではないことも、いうまでもないところである。」と判示している。

**解答77 ×** 最大判昭30.3.23は、日本国憲法の下では、租税を創設し、改廃するのもとより、納稅義務者、課税標準、徵稅の手續はすべて前示のとおり法律に基いて定められなければならないと同時に法律に基いて定めるところに委せられていると解すべきであるとする。

**問題78** 国会は、予算の議決に際し、予算原案にあるものを廃除削減する  
   修正を行うことはできるが、予算原案に新たな款項を設けたり、そ  
特区 H27-5-3 の金額を増加する修正を行うことは許されない。

---

**問題79** 皇位の継承について、大日本帝国憲法は、「皇男子孫之ヲ継承ス」  
   と定めていたが、日本国憲法は、男系男子主義までも求めるもので  
司試 H24-12-ウ はない。

---

**問題80** 天皇の「象徴としての行為」を認める立場からは、天皇が全国植  
   樹祭に出席すること及び魚類学の研究成果を公表することは、いず  
司試 H22-13-イ れも「象徴としての行為」に該当することとなるので、内閣の助言  
と承認により行われなければならないとの記述は明らかに誤ってい  
る。

---

**解答78 ×**

憲法は国会中心財政主義をとり、国会は予算の議決権を有している。また、戦前のように、減額修正（款項の削除や金額の削減）を制限する憲法規定もないで、予算の減額修正は許されると解されている。さらに、国会法は「各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出もしくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うものもしくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない」と規定しており（国会法57条の3）、増額修正を予想している規定もある。したがって、予算の金額を増加する修正を行うことは許されないとする点で、本肢は誤りである。

**解答79 ○**

大日本帝国憲法は、「皇男子孫之ヲ繼承ス」（2条）と定めていた。これに対して、日本国憲法は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（2条）と規定するのみで、継承資格者を男子とすることを明文で規定してはいないから、男系男子主義までも求めるものではないといえる。

**解答80 ○**

天皇の「象徴としての行為」を認める立場からは、天皇の行為は国事行為、私的行為、象徴としての行為に分類されることとなる。そして、本肢における全国植樹祭への出席は、公的性質を有する行為なので、6条、7条所定の国事行為に当たらないが、象徴としての行為に当たる。これに対し、魚類学の研究成果を公表することは、私的行為に当たる。また、「象徴としての行為」に当たる行為については、公的性質の行為とみなされる以上、天皇が単独に行い得る行為ではなく、内閣の直接又は間接の補佐と責任のもとにおいて行われる必要があるとされるが、国事行為と異なり内閣の助言と承認（4条1項）までは必要とされないと解されている。

## 第4編 商法

**問題81** 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の  
□□□ 販売に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

司書 H24-35-エ

**問題82** 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に  
□□□ 限り、譲渡することができる。

司書 H21-35-ウ

**問題83** 場屋営業者は、客より寄託を受けた物品が滅失または損傷した場合  
□□□ には、それが不可抗力によることを証明しない限り、損害賠償の  
行書 H19-40-2 責任を免れることができない。

**問題84** 発起設立の場合には、発起人は、会社の成立の時までの間、その  
□□□ 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その選任した設立時  
司書 H25-35-ウ 監査役を解任することができる。

**問題85** 設立しようとする株式会社の定款に現物出資に関する定めがある  
□□□ 場合において、裁判所は、検査役からの報告を受け、当該現物出資  
司書 H23-27-イ に係る事項を不当と認めたときは、当該現物出資に係る事項を変更  
する決定をしなければならない。

**問題86** 発起設立の場合、設立時取締役の解任は、発起人全員の同意によ  
□□□ ってしなければならない。

司書 H23-27-ウ

**問題87** 募集株式の発行に係る募集事項の決定を株主総会で行う場合にお  
□□□ いて、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、取締役は、当該株主総会において、当該払  
司書 H20-29-オ 込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないとの記述は、会社法上の公開会社と公開会社でない株式  
会社のいずれにも当てはまる。

**解答81 ×** 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（商法21条1項）。これに対して、物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなされるが（同法26条），商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するわけではない。

**解答82 ○** 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を譲渡する場合に限り、譲渡することができる（商法15条1項）。

**解答83 ○** 旅館、飲食店、浴場その他客の来集を目的とする場屋営業者は、客より寄託を受けた物品が滅失または損傷した場合には、それが不可抗力によることを証明しない限り、損害賠償の責任を免れることができない（商法596条1項）。

**解答84 ○** 発起設立の場合には、発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等を解任することができる（会社法42条）。そして、設立時監査役を解任する場合には、発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決定する（同法43条1項かつこ書）。

**解答85 ○** 裁判所が検査役の報告を受けた場合（会社法33条4項）に、現物出資に関する事項を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない（会社法33条7項）。

**解答86 ×** 発起設立の場合、設立時役員等の解任は、発起人の議決権の「過半数」（設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を解任する場合にあっては、3分の2以上に当たる多数）をもって決定する（会社法43条1項）。

**解答87 ○** 募集株式の払込金額（会社法199条1項2号）が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、募集事項の決定をする株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない（同法199条3項）。そして、以上の規定は、会社法上の公開会社と公開会社でない株式会社の区別なく適用される。

**問題88** 株主総会の決議について特別の利害関係を有する者が議長として

□□□ 議事を主宰した場合には、その株主総会の決議は、無効である。

司試 H26-42-オ

---

**問題89** 会社法上の公開会社でない株式会社において、取締役が株主でな

□□□ ければならない旨を定款で定めている場合には、株主でない者は、  
司書 H22-29-イ 取締役となることができない。

---

**問題90** 株式会社（清算株式会社及び指名委員会等設置会社を除く。）のう

□□□ ち、3人以上の取締役を置く旨の定款の定めのある取締役会設置会  
司書 H26-30-オ 社において、取締役として代表取締役A並びに代表取締役でない取  
締役B、C及びDの4人が在任している場合において、Aが取締役  
を辞任したときは、Aは、新たに選定された代表取締役が就任する  
まで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

---

**解答88 ×** 株主総会決議が無効であるとされるのは、「決議の内容が法令に違反する」場合である（会社法830条2項）。例えば、株主平等原則に反する決議などがこれに当たるとされる。しかし、株主総会の決議について特別利害関係を有する者が議長として議事を主宰することは、総会「決議の内容」ではないから、株主総会決議が無効であるとされる「決議の内容が法令に違反する」場合には当たらない。よって、特別の利害関係を有する者が議長として議事を主宰しても、その株主総会の決議は無効とはされない。

**解答89 ○** 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない（会社法331条2項本文）。もっとも、会社法上の公開会社でない株式会社においては、当該定款の定めを設けることができる（同法331条2項ただし書）。

**解答90 ×** 代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する（会社法351条1項）。そして、代表取締役としての権利義務を有する者は、任期の満了又は辞任により代表取締役の地位を退任するが、なお取締役の地位を有する者、又は取締役の権利義務を有する（同法346条1項）。このことから、3人以上の取締役を置く旨の定款の定めのある取締役会設置会社において、取締役として4人が存在している場合、代表取締役であるAが辞任したときは、取締役の権利義務を有しないため、代表取締役としての権利義務を有しない。

## 第5編 情報通信・個人情報保護

### 問題91

□□□

東京都

H26-37-1

番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、16歳以上の国民の一人ひとりに個人番号を割り振り、行政機関等が保有する当該個人情報を一元管理することにより、効率的な情報管理を行うことを目的としている。

### 問題92

□□□

東京都

H26-37-5

番号利用法は、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務とする個人情報保護委員会を設置することとしている。

### 問題93

□□□

オリジナル

アクセス制御機能を有する特定電子計算機を対象として、電気通信回線を通じずに当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」には当たらない。

### 問題94

□□□

オリジナル

ビッグデータとは、利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPSから発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のことである。

### 問題95

□□□

オリジナル

行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならず、利用目的を変更することができない。

### 問題96

□□□

オリジナル

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示の請求することにつき本人が委任した代理人は、本人に代わって、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求をすることができる。

**解答91 ×** 個人番号は、住民基本台帳に記録されている者に割り振られるため、「16歳以上の国民一人ひとりに個人番号を割り振る」という記述は妥当でない。なお、個人番号は、行政運営の効率化や手続の簡素化によって国民の負担を軽減するためなどを理由として導入された。

**解答92 ○** 個人情報保護委員会とは、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関である。個人情報保護委員会は、個人情報保護法及び番号利用法に基づき、特定個人情報の監視・監督に関する業務や苦情あっせん等に関する業務等を行っている。

**解答93 ○** 不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」とは、同法2条4項各号に挙げられる行為のことで、いずれも電気通信回線を通じて行うものである（不正アクセス禁止法2条4項）。したがって、「電気通信回線を通じずに」行う本問の行為は、「不正アクセス行為」には当たらない。

**解答94 ○** 本問のとおりである。なお「GPS」とは、Global Positioning Systemの略で、全地球測位システムのことである。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステムである。

**解答95 ×** 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない（行政機関個人情報保護法3条1項）。行政機関は、この規定により特定された利用の目的（利用目的）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない（同条2項）。行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（同条3項）。

**解答96 ×** 何人も、行政機関個人情報保護法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる（行政機関個人情報保護法12条1項）。未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わってこの規定による開示の請求（開示請求）をすることができる（同条2項）。もっとも、開示請求をすることにつき本人が委任した代理人（任意代理人）は、本人に代わって開示請求をすることは認められていない。

**問題97**

□□□

オリジナル

行政機関個人情報保護法における「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいうが、行政文書に記録されているものに限られる。

---

**問題98**

□□□

オリジナル

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、原則として、行政機関個人情報保護法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、利用停止を請求することができる。

---

**問題99**

□□□

オリジナル

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

---

**問題100**

□□□

オリジナル

公文書管理法における「行政機関」には、会計検査院は含まれず、会計検査院の保有する公文書等については、会計検査院規則により規律することとされている。

---

**解答97 ○** 行政機関個人情報保護法における「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう（行政機関個人情報保護法2条5項本文）。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）第2条第2項に規定する行政文書をいう）に記録されているものに限られる（同条同項ただし書）。

**解答98 ×** 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、行政機関個人情報保護法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる（行政機関個人情報保護法27条1項本文）。利用停止の請求は、行政機関個人情報保護法36条1項各号に掲げられているときに限りすることができ、この中に本問の「自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」は含まれていない。

**解答99 ○** 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（行政機関情報公開法8条）。

**解答100 ×** 公文書管理法における「行政機関」には、会計検査院も含まれている（公文書管理法2条1項6号）。したがって、会計検査院の保有する公文書等についても、公文書管理法による規律を受けることとなる。

## 2 直前ヤマ当て表

### 【憲法】

人権	統治
憲法22条1項（判例）	国会 ⇒平成28年度第5問は「立法」、平成29年度は「内閣」についての出題がなされています。
憲法13条（判例）	司法権（判例）
憲法14条1項（判例）	財政
憲法15条（判例）	地方自治

※「表現の自由」は頻出ですから、テキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！

※統治分野に関しては、YouTube『豊村慶太の統治条文一気読み』をご覧になっていると思うので、そこでメモをした条文を最終確認してください。

※「憲法改正（96条）」に関しては、「憲法改正国民投票法」とともに一般知識の「政治」対策として確認してください。

### 【民法】

総則	物権
意思表示 (心裡留保・虚偽表示・錯誤)	不動産物権変動と登記 (○○と登記)
表見代理	即時取得
時効の中止・停止	質権

※夫婦の日常家事債務（民法761条）の連帯責任の判例（最判昭44.12.18）も「表見代理」の分野として復習しましょう！

※「抵当権」はテキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！

債権総論	債権各論	家族法
保証・連帯保証	寄託	嫡出親子関係・ 非嫡出親子関係
第三者弁済・ 弁済による代位	請負	相続の承認・放棄
相殺	委任	遺産共有とその対象 ⇒預貯金債権が遺産分割の対象となるとした最大決平28.12.19に注意！

※「賃貸借」は頻出分野ですから、テキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！

## 【行政法】

行政法総論	行政手続法	行政不服審査法
行政立法	不利益処分	再調査の請求・再審査請求
行政上の強制手段	適用除外	審理員による審理手続
行政法の適用範囲（判例） ⇒「行政上の法律関係」については 昨年も判例問題が出題されていま すが、頻出分野なので今年も判例 チェックは怠らないでください。	申請に対する処分 ⇒昨年出題済み。昨年は他に「行政 指導」「意見公募手続」が出題さ れています。	請求認容裁決の諸類型等 (46条～48条・49条3項・52 条1項等)
行政裁量（判例）		教示制度

※「国家行政組織法」「国家公務員法」はこれまでの学習で確認した条文に印が入っている時期  
だと思いますのでその部分を見直しましょう！

行政事件訴訟法	国家賠償法	地方自治法
訴訟要件のうち「处分性」「原告適格」「狭義の訴えの利益」 ⇒平成26年度問題17問題18のように 別々に出題されるパターンのみならず1問で両者を問うパターンに も注意！なお「处分性」は平成28 年度問題19で出題されているもの の判例の結論を問うてくる問題に 注意！ ⇒とにかくこの3つについては、各 自のテキスト・模試で出てきた判 例は確実にしておきましょう。	国家賠償法2条（判例） ⇒昨年は国賠法1条の判例が正面か ら問われましたので、今年はまず 国賠法2条の判例を意識しましょ う。	住民監査請求と住民訴訟 ⇒平成29年度問題24のように1つの 問題でまとめて問われるパターン のみならず別々で出題されるバ ターン（平成21年度問題24・平成 27年度問題21等）にも注意！
取消訴訟の審理と判決	国家賠償法1条（判例）	執行機関
義務付け訴訟		長と議会の関係
当事者訴訟 ⇒在外日本国民の選挙権（最大判平 17.9.14）を見ておきましょう（憲 法対策としても）。		関与 (国地方係争処理委員会・自 治紛争処理委員とその後の訴 訟提起までの流れ)
仮の権利救済の比較		

### 【商法・会社法】

商法	会社法
商業使用人 (ex.支配人)	設立
交互計算	新株発行等の資金調達
仲立営業	株主総会決議取消しの訴え（831条1項）関連の条文・判例 ⇒テキストで確認しましょう。

### 【政治・経済・社会】

政治	経済	社会
日本の選挙制度 ⇒テキスト記載の衆参の選挙制度を確認する。 特に、今般改正のあった参議院の選挙制度（「特定枠」等）はしっかりチェック！「アダムズ方式」も再確認しましょう。	戦後経済史	国内における労働力の不足（外国人労働者・女性の労働力活用施策） ⇒外国人に関しては、特に2018年に成立した「改正入管法」についてテキスト・ニュース検定テキストを確認しましょう。
領土問題 (中国・ロシア・韓国)	消費税の歴史	労働問題 (働き方改革等)
労働力と移民	地域的経済統合（英国のEUからの離脱等）	消費者契約法の改正 ⇒取消し対象が5項目増加 性的マイノリティー（LGBT）

※五輪をキーワードとした出題も予想されるので、1964年の戦後史や経済についても、学習しておきましょう。

※「核問題」に関しては、各自のテキストや『ニュース検定テキスト』を再度確認しましょう。

※海洋プラスチックごみ問題についても、各自のテキストや『ニュース検定テキスト』を再度確認しましょう。

### 【情報通信・個人情報保護】

情報通信	個人情報保護
キャッシュレス決済 ⇒自分で利用しているもの（例：PayPay等）について確認しておく	・個人情報保護法（特に定義） ・23条／28条／29条／30条も確認！
サイバーセキュリティー対策	・行政機関個人情報保護法（特に定義） ・「第4章 開示、訂正及び利用停止」は最後に一読！
情報通信用語（テキスト・模試を中心に）	情報公開・個人情報保護審査会法

## MEMO

### 3 重要判例4選



判例 NHK受信料訴訟（最大判平29.12.6）

被告は、平成18年3月22日以降、原告（NHK）の衛星系放送を受信可能なカラーテレビジョン受信設備を、住居に設置している。原告は、平成23年9月21日到達の書面により被告に対し受信契約の申込みをしたが、被告は承諾をしていない。

そこで、原告は、被告に放送法64条1項に基づき原告からの受信契約の申込みを承諾する義務があるとして、当該承諾の意思表示と、これにより成立する受信契約に基づき上記受信料と同額の支払などを求めた。

被告は、同法64条1項が被告に原告との受信契約の締結を強制する規定とすれば、憲法13条、21条、29条等に違反すると主張した。

なお、放送法64条1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（以下略）」と定めている。

#### 争点

- (1) NHKを存立させてその財政的基盤を受信設備設置者に負担させる受信料により確保するものとしていることが憲法上許容されるか？
- (2) (1)が許容された場合に、受信料を負担させるに当たって受信契約の締結強制という方法を探ることが憲法上許容されるか？

#### 判旨

- (1) 電波を用いて行われる放送は、電波が有限であって国際的に割り当てられた範囲内で公平かつ能率的にその利用を確保する必要などから、放送局も無線局の一つとしてその開設につき免許制とするなど（電波法4条参照），元来、国による一定の規律を要するものとされてきたといえる。……具体的にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法21条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、

国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしまうべきであるといえる。

二本立て体制の下、NHKを存立させ、これを民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、憲法21条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、かつ、放送をめぐる環境の変化が生じつつあるとしても、なおその合理性が今日までに失われたとする事情も見いだせないのであるから、これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである。このような制度の枠を離れて被告が受信設備を用いて放送を視聴する自由が憲法上保障されていると解することはできない。

- (2) 受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、NHKが、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることによつており、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を收受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことからも、相当な方法である。

受信契約の内容が放送法ではなく、一方当事者たるNHKによってその内容が定められる点については、受信契約の最も重要な要素である受信料額は、国会がNHKの毎事業年度の收支予算を承認することによって定まり（放送法70条4項）、受信契約の条項は電波監理審議会の諮問を経て総務大臣が認可しなければならないこととされるなど、NHKの目的に適うものとして受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なもので受信設備設置者間の公平が図られていることを要するものとされており、放送法64条1項は、こうした内容の受信契約の締結を強制するにとどまるものと解されるから、放送法の目的を達成するのに必要かつ合理的な範囲内のものとして、憲法上許容される。



## 判例 グーグル検索結果削除事件（最決平29.1.31）

Xは、児童買春の容疑で逮捕され、後日罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（本件事実）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

Xの居住する県の名称及びXの氏名を条件として世界最大のシェアを占める検索事業者Yの提供する検索サービスを利用すると、関連するウェブサイトにつき、URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（URL等情報）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（本件検索結果）が含まれる。

Xは、Yに対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。

### 争点

人格権等に基づき、本件検索結果の削除を求ることはできるか？

### 判旨

検索事業者が、プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることが出来るものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項である



### グーグル検索結果削除事件について

最高裁は、検索事業者が情報の収集、整理をし、提供しているのであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとしました。

その上で、検索事業者による検索結果の提供が、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを根拠に、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益の優越が「明らか」な場合に限るという結論を導きました。

といえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。



## 判例 森林法事件（最大判昭62.4.22）

兄弟が父から生前贈与を受け山林を共有することになったが、弟の分割請求にもかかわらず、兄がそれに応じなかつた。

<参考：改正前森林法186条>

森林の共有者は、民法第256条第1項の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求することができない。ただし、各共有者の持分の価額に従いその過半数をもつて分割の請求をすることを妨げない。

### 争点

改正前森林法186条が、共有者による森林の分割請求を制限していることは、憲法29条2項に反しないか？

### 判旨

- (1) 憲法29条1項2項は、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至ったため、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる、としている。
- (2) 財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策および経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうるのである。したがって、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質および制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、または規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段がその目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性



### CHECK

改正前森林法186条と民法256条1項の関係について

民法256条1項では、共有物について、各共有者は、自己の持分の割合にかかわらず、分割請求することを認めています。

これに対し、改正前の森林法186条は、持分が2分の1以下の共有者による森林の分割請求を認めていませんでした。



### CHECK

森林法事件について①

他方の持分を価格で賠償するような合理的な分割であれば、森林の細分化を防止することは可能です。むしろ、分割を制限しすぎると、かえって森林が放置され荒廃してしまい、森林法の趣旨に逆行するおそれがあるのです。



### CHECK

森林法事件について②

森林法違憲判決では、共有森林につき持分価格2分の1以下の共有者の分割請求権を否定する規制は、立法目的との関係において、合理性と必要性のいずれをも肯定することのできないことが明らかであって、29条2項に違反する、としました。

に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができる。

- (3) 森林法186条の立法目的は、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、ひいては森林の保続培養と森林の生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することにあるので、公共の福祉に合致しないことが明らかであるとはいえない。しかし、①森林が共有であることと森林の共同経営は直接関連があるとはいえないし、森林法186条は、共有者間の紛争に際しては、森林荒廃の事態を永続化させるだけで、森林経営の安定化に資さない。また、②森林法186条は分割を禁止する森林の範囲・期間を限定していないし、現物分割においても、当該共有物の性質等に応じて合理的な分割が可能である。よって、同条による分割請求権の制限は立法目的との関係において、合理性(①)と必要性(②)のいずれをも肯定することができないことが明らかであるから、森林法186条は、憲法29条2項に違反し、無効というべきである。



## 判例 最判平27.12.14

Y市長が、訴外Aに対して、市街化調整区域内の開発許可（以下「本件許可」という。）を行ったところ、開発区域周辺に居住するXらは、本件許可の取り消しを求める訴えを提起した。

その間、Aが本件許可に係る工事を完了し、Yに届け出たため、Yは当該工事が本件許可の内容に適合すると判断して、Aに対し検査済証を交付した。



## CHECK

市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」をいいます（都計法7条2項）。



## CHECK

市街化調整区域とは、「市街化を抑制すべき区域」をいいます（都計法7条3項）。

## 判旨

都市計画法の規定によれば、開発許可は、あらかじめ申請に係る開発行為が同法33条及び34条所定の要件に適合しているかどうかを公権的に判断する行為であって、これを受けなければ適法に開発行為を行うことができないという法的効果を有するものであるところ、開発許可に係る開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付されたときは、当該開発許可の有する上記の法的効果は消滅する。

そこで、このような場合にも、なお開発許可の取消しを求める訴えの利益があるか否かを検討する。

市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域においては、都市計画法43条1項により、原則として知事等の許可を受けない限り建築物の建築等が制限されるのに対し、開発許可を受けた開発区域においては、同法42条1項により、開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されて工事完了公告がされた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物の建築等が原則として制限されるものの、予定建築物等の建築等についてはこれが可能となる。そうすると、市街化調整区域においては、開発許可がされ、その効力を前提とする検査済証が交付されて工事完了公告がされることにより、予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果が生ずるものとうことができる。

したがって、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発許可の取消しを求める者は、当該開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しによって、その効力を前提とする上記予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果を排除することができる。

以上によれば、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発許可に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しを求める訴えの利益は失われないと解するのが相当である。

## 4 商法「第8章 運送営業」(条文)

### 第8章 運送営業

#### 第1節 総則

**第569条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。
- 二 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。
- 三 海上運送 第684条に規定する船舶（第747条に規定する非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。
- 四 航空運送 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

#### 第2節 物品運送

##### (物品運送契約)

**第570条** 物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に對してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

##### (送り状の交付義務等)

**第571条** 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「送り状」という。）を交付しなければならない。

- 一 運送品の種類
  - 二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
  - 三 荷造りの種類
  - 四 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
  - 五 発送地及び到達地
- 2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

##### (危険物に関する通知義務)

**第572条** 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

**(運送貨)**

**第573条** 運送貨は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。

- 2 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送貨を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送貨を受け取っていたときは、これを返還しなければならない。
- 3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送貨の全額を請求することができる。

**(運送人の留置権)**

**第574条** 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送貨、付隨の費用及び立替金（以下この節において「運送貨等」という。）についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

**(運送人の責任)**

**第575条** 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

**(損害賠償の額)**

**第576条** 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。

- 2 運送品の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった運送貨その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。
- 3 前2項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失又は損傷が生じたときは、適用しない。

**(高価品の特則)**

**第577条** 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - 一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。
  - 二 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(複合運送人の責任)

**第578条** 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち 2 以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等（運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ。）についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

2 前項の規定は、陸上運送であってその区間ごとに異なる 2 以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

(相次運送人の権利義務)

**第579条** 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代わってその権利を行使する義務を負う。

2 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。

3 ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帯して損害賠償の責任を負う。

4 前 3 項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

(荷送人による運送の中止等の請求)

**第580条** 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。

(荷受人の権利義務等)

**第581条** 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。

3 荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。

(運送品の供託及び競売)

**第582条** 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができる。

2 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。

3 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

4 前 2 項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一

部を運送貨等に充当することを妨げない。

- 5 運送人は、第1項から第3項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

**第583条** 前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第5項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとする。

#### (運送人の責任の消滅)

**第584条** 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から1週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。
- 3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第1項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を発したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

**第585条** 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないとときは、消滅する。

- 2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。
- 3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

#### (運送人の債権の消滅時効)

**第586条** 運送人の荷送人又は荷受人に対する債権は、これを行使することができる時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。

#### (運送人の不法行為責任)

**第587条** 第576条、第577条、第584条及び第585条の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限

りでない。

(運送人の被用者の不法行為責任)

**第588条** 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

**第3節 旅客運送**

(旅客運送契約)

**第589条** 旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(運送人の責任)

**第590条** 運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に際し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(特約禁止)

**第591条** 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等)

**第592条** 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。

2 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。

3 第1項に規定する手荷物が到達地に到着した日から1週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知を発しなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

5 前2項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一

部を運送貨に充当することを妨げない。

6 旅客の住所又は居所が知れないときは、第3項の催告及び通知は、することを要しない。

(引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)

**第593条** 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む。）の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。

2 第576条第1項及び第3項、第584条第1項、第585条第1項及び第2項、第587条（第576条第1項及び第3項、第584条第1項並びに第585条第1項及び第2項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第588条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第576条第1項中「その引渡しがされるべき」とあるのは「その運送が終了すべき」と、第584条第1項中「荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとどめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第585条第1項中「運送品の引渡しがされた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

(運送人の債権の消滅時効)

**第594条** 第586条の規定は、旅客運送について準用する。

